



花咲スポーツ公園再整備基本構想の策定と 公園みどり課業務の一部移管について



令和6年度 緑の審議会資料（第1回）
2024年（令和6年）7月 8日（水）

第1部

- ・「花咲スポーツ公園再整備基本構想」の策定について
 - ・・・意見提出手続(パブリックコメント)の実施結果

第2部

- ・公園みどり課業務の一部移管について
 - ・・・機構改革（市組織の見直し）

第3部

- ・花咲スポーツ公園の再整備に向けた今年度の取り組み
 - ・・・PFI導入可能性調査
 - ・・・新アリーナ等基本計画策定業務委託

第 1 部

「花咲スポーツ公園再整備基本構想」の策定について

■基本構想策定の目的と課題 ※本ページは花咲スポーツ公園再整備基本構想（概要版）と同一内容です。

花咲スポーツ公園は北北海道のスポーツ活動の拠点として利用されていますが、施設の多くが老朽化し、その対応が求められています。また、国が策定した「スポーツ基本計画」では、スポーツを通じた共生社会の実現、スポーツによるまちづくり等が施策として示されるなど、スポーツを取り巻く状況の変化を踏まえ、多様化するニーズに対応した公園全体の再整備の考え方を取りまとめるものです。

1 施設の老朽化

- 建設から30年以上経過した施設が多く耐用年数を超える設備等への対応が必要

2 多様化するニーズへの対応不足

- 売店が少なくトイレは和式が多いなど利便性が低く多様化する昨今のニーズに対応しきれていない状況
- 防災拠点としての機能強化

■花咲スポーツ公園再整備に向けた基本的な考え方

【再整備にあたって考慮すべきポイント】

- 全道大会等の大規模大会開催頻度の高い施設の優先的な施設更新の検討
- 老朽化が著しく使用に支障がある施設の優先的な施設更新の検討
- スポーツ利用者だけでなく幅広い市民が楽しむことのできる施設となるよう、リニューアルや新たな施設の設置を検討
- 災害時の避難環境の整備を検討
- 官民連携による財政負担の軽減と平準化を検討

各施設の今後の方向性（2本の柱）

既存施設の機能維持

【既存機能維持施設】

再整備に際し既存施設の規模や機能を、そのまま維持していく施設
＞スタルピン球場、陸上競技場、テニスコート（硬式8面 軟式10面）、軟式野球場（2面）、弓道場、洋弓場

【既存機能見直し検討施設】

再整備に際し、ニーズ等の変化により機能の見直し検討が必要な施設。
＞球技場（サッカーコート1面 冬期スケート場）、プール（50m・25m・幼児用）馬場、相撲場、メインアプローチ、遊戯施設、駐車場（公園内約750台）

※各施設については個別施設計画において基本的な整備方針を検討

建替え＋新たな機能導入検討施設

花咲スポーツ公園新アリーナ基本構想

再整備に際し、新たな機能の導入を検討する施設
＞総合体育館 ＋ 新たな要素の追加（防災機能強化等）



東光スポーツ公園整備事業

花咲スポーツ公園との整合性を図り、計画内容を精査しながら事業を促進

花咲スポーツ公園新アリーナ基本構想

■総合体育館の課題

1 老朽化の進行

- 築40年以上が経過し、メインアリーナは非耐震の状況

2 代替施設がない

- 市内及び道北エリアのスポーツ拠点であるが、周辺に同規模の施設がない。

3 スポーツ施設の不足

- 市民ニーズに対してスポーツ施設が不足

4 機能・設備の不足

- プロスポーツや昨今の利用ニーズのほか、スポーツ以外の用途に対応不可

5 財源の確保

- 自治体負担の軽減が必要

■総合体育館の建替えの方向性

- 施設全体の老朽化が進行していること、改修工事期間の代替施設が周辺にないことから改修ではなく、**同公園内の別敷地に建替**（現総合体育館は解体）
- 東光スポーツ公園（東光SP）基本計画の複合体育施設とあわせて**市民スポーツ推進の受皿**
- 単なる体育館の建替ではなく、プロスポーツやライブ・コンサートなど**多目的な用途に対応したプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナ**
- 市民の安全・安心に寄与するため、災害時における**防災拠点機能の強化**を検討
- 整備コストの縮減や平準化、新たな魅力の創出を実現するため、**民間活力の活用**を検討
- 花咲スポーツ公園（花咲SP）全体を**地域の賑わいづくりや健康で豊かな市民生活の実現に向けた再整備の中心**となる施設

新アリーナの概要

● 規模・機能

市民利用の機会確保と興行利用等に対応できる面積や機能・設備を整備

✓ 面積の考え方

メインアリーナ	花咲SP新アリーナと東光SP複合体育施設の2施設で、主要な屋内競技の全国大会開催に必要な面積（競技面数）を確保
サブアリーナ	大会利用時のサブ会場やアップ会場として使用できるよう、競技面積の一番広いバレーボールコート1面分の面積（34m×19m）を確保
多目的室	バドミントンや卓球、格技（柔道・空手・レスリング等）、アーチェリー、ダンス、健康教室など多目的な利用に対応するため300㎡（20m×15m）程度の面積を確保

✓ 機能・設備については他都市のアリーナを参考に検討

施設	面積	機能・設備
メインアリーナ	約2,200㎡以上 （バスケット2面・バレー2面・バド12面・卓球20面）	・観客5,000人以上収容 ・多様な目的に対応する照明や音響設備
サブアリーナ	約700㎡以上 （バスケット1面・バレー1面・バド4面・卓球5面）	・必要最小限の観客席の設置
多目的室	約300㎡以上 （バド2面・卓球2面）	・多目的な利用に対応可能な設備

「花咲スポーツ公園再整備基本構想」の策定について

■ 意見提出手続(パブリックコメント)の実施結果

1 施策名

「花咲スポーツ公園再整備基本構想」の策定

2 意見募集の概要

(1) 意見の提出期間

- ・令和6年2月15日(木)～令和6年3月15日(金)

(2) 市民への周知方法

- ・広報誌2月号とホームページに必要事項を掲載した。
- ・市スポーツ協会に加盟する団体等に案内を配布し、説明会を実施した。

(3) 施策の案等の公表の方法

- ・施策へ関心がある市民が多く利用していると想定される施設(各市営体育館)に関係書類を備え置いた。

3 実施結果

(1) 意見の提出者

- ・総数8件(うち団体2件, 個人6件)(意見延べ15件)

(2) 意見書の受付

- ・持参2件・郵送1件・FAX0件・電子メール2件,
電子申請(インターネット回答)3件

※ 詳細な意見については、【資料4-3】「花咲スポーツ公園再整備基本構想(案)に対する意見提出手続の結果について」をご参照願います。

第 2 部

公園みどり課業務の一部移管について

公園みどり課業務の一部移管について

■ 機構改革（市組織の見直し）

＜令和6年3月まで＞

東光SP，花咲SPの
計画や整備を含む

土木部 公園みどり課	主な業務内容
公園建設係	・ 公園及び緑地の調査，計画，設計及び施工に関すること。 ・ 所管工事の設計図書の審査，監督及び検定に関すること。 ・ 公園及び緑地の設置並びに区域の決定に関すること。 ・ 所管都市計画事業の認可申請に関すること。
管理緑化係	・ 公園，緑地及び児童遊園の維持管理に関すること。 ・ 公園及び緑地の使用及び占用許可に関すること。 ・ 公園，緑地及び都市緑化事業の調査，計画，設計並びに施工に関すること。 ・ 緑化の普及啓発に関すること



＜令和6年4月から＞

観光スポーツ部	主な業務内容
スポーツ施設整備課	・ 東光スポーツ公園，花咲スポーツ公園の計画・整備

☆公園みどり課が担当していた東光スポーツ公園，花咲スポーツ公園
の計画や整備を専門的に担う部署が新たに新設されました。
なお，施設の維持・管理につきましては，引き続き公園みどり課が行います。

公園みどり課業務の一部移管について

■ 機構改革（市組織の見直し）

<参考>こうほう旭川市民 令和6年4月号より抜粋

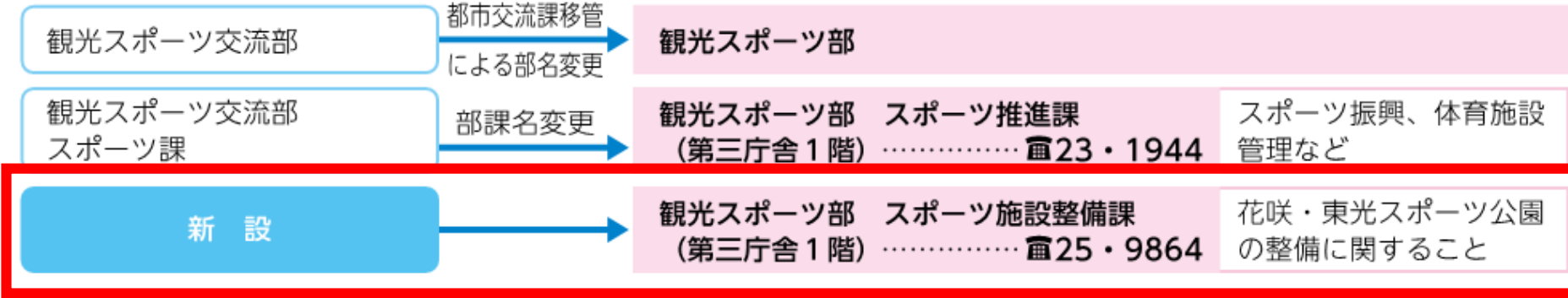
4
月
か
ら

市の組織が変わりました

【詳細】行政改革課
☎25・6205

4月1日から組織の見直しを実施しました。この見直しに伴い、
27部128課189係から、27部129課187係に再編されました。

市の組織は
こちらから
ご覧ください→



第 3 部

花咲スポーツ公園の再整備に向けた今年度の取り組み

花咲スポーツ公園の再整備に向けた今年度の取り組み

■ 全体スケジュール

<令和5年度>

花咲スポーツ公園再整備基本構想

> 全体的な枠組みと各公園施設の課題を踏まえた整備方針の整理

今年度のメイン

<令和6年度>

花咲スポーツ公園新アリーナ基本計画

> 整備水準や新たな導入機能を整理し、新アリーナ基本計画を策定

<令和7年度>

花咲スポーツ公園再整備基本計画

> 花咲スポーツ公園新アリーナ基本計画と既存施設の改修計画をとりまとめた全体計画として再整備基本計画を策定



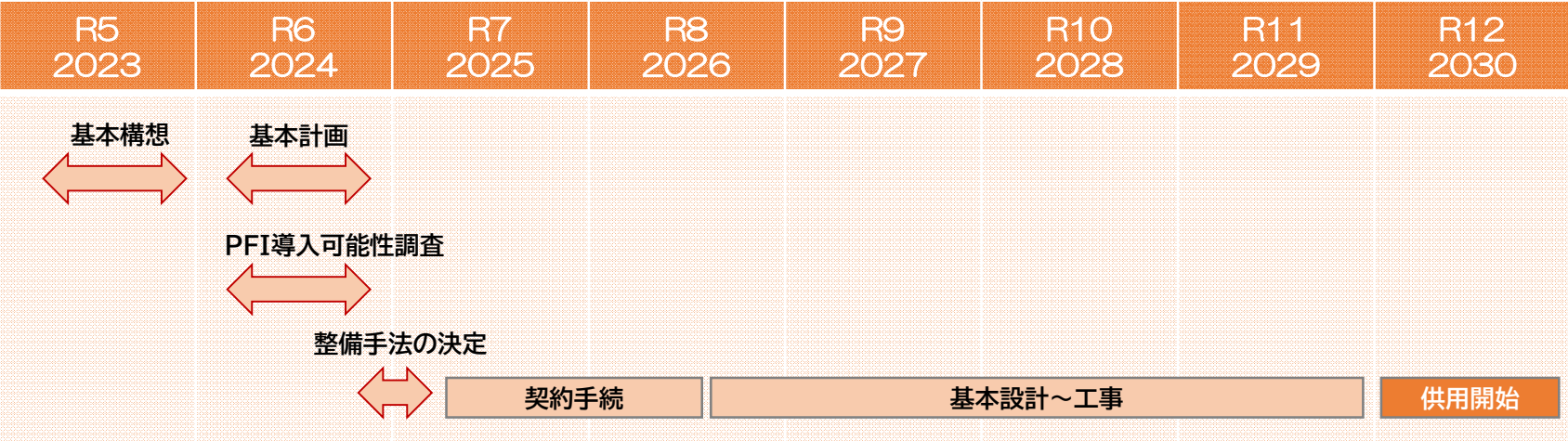
東光スポーツ公園整備事業

> 花咲スポーツ公園再整備基本計画との整合性を考慮し事業計画を精査

「花咲スポーツ公園再整備基本構想」より抜粋

花咲スポーツ公園の再整備に向けた今年度の取り組み

■ 花咲アリーナのスケジュール



「花咲スポーツ公園再整備基本構想」より抜粋



現在の花咲スポーツ公園総合体育館

令和6年度は、

- ・ 花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画
- ・ 花咲スポーツ公園官民連携(PFI)導入可能性調査

に関する業務委託を発注し、検討を進める。

※前述のとおり、担当はスポーツ施設整備課

ご静聴ありがとうございました